平成２１年（フ）第４５２号
愛知県刈谷市高松町３丁目60番地　フィデール都201号、住民票上の住所大分県津久見市大字上青江6635番地
債務者　日下　佑香
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
愛知県豊田市下林町２丁目18番地　和水荘２号
債務者　野宮　芳雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
奈良県大和郡山市白土町187番地９
債務者　本山　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２４号
奈良県天理市杉本町392番地１
債務者　前川　功夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５９号
奈良県桜井市大字戒重358番地の５
債務者　小川　直敏
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市ハイランド１丁目36番４号栗原荘102
債務者　渡邉　秀男
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１６３号
神奈川県横須賀市ハイランド１丁目36番４号栗原荘102
債務者　渡邉　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４６号
山口県長門市東深川915番地２　ピュアガーデンM―Ⅱ403号
債務者　吉屋　幹雄
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第４９号
山口県萩市大字須佐4904番地５
債務者　三輪　豊美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５２号
山口県長門市西深川2749番地１
債務者　宮本しげ子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５６号
熊本県荒尾市川登1802番地14
債務者　田上　力由
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６８号
熊本県玉名市岱明町野口2271番地２
債務者　井田　順介
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１１７号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目22番14号　ハイツモモ201
債務者　上江洲裕子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第８１１号
神戸市長田区東尻池町３丁目５番14号佐藤ハイツ101号、前住所神戸市兵庫区西柳原町４番４号
債務者　片山　正美（旧姓泉・藤本）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１６号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番６号
債務者　中川　順子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０６号
神戸市兵庫区大開通２丁目１番６―803号
債務者　前田　和代
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１１号
兵庫県三田市大原1588番地１　Ｃ棟1215号
債務者　岩本高明こと　李　　高明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３７号
神戸市長田区東丸山町12番10―505号、従前の住所神戸市兵庫区五宮町17番６号
債務者　もっこす新長田店こと　大麻　　肇
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部